

-雇用保険を受給できない求職者の方へ-

平成23年10月から「求職者支援制度」がスタートします

「求職者支援制度」とは?

- ① 「求職者支援訓練」又は「公共職業訓練」を受講できます。
→ 受講料は無料、テキスト代等は自己負担です。
- ② 訓練期間中及び訓練終了後も、ハローワークが積極的な就職支援を行います。
→ 「就職支援計画」に基づき、ハローワークでの定期的な職業相談をはじめとし、皆様の求職活動をお手伝いします。
- ③ 一定の要件を満たす方に「職業訓練受講給付金」を支給します。
→ 訓練期間中、安心して訓練を受けていただくための給付です。



職業訓練によるスキルアップで早期就職を!

(※) 平成23年10月1日以降に開講する訓練の受講者が対象です。

主な制度対象者は?

雇用保険に加入できなかった方、雇用保険受給中に再就職できないまま支給終了した方、雇用保険の加入期間が足りずに雇用保険を受けられない方、自営廃業者の方、学卒未就職者の方など

※これらの方を含み、求職者支援制度の支援対象者を「特定求職者」といいます。

■ 「職業訓練受講給付金」の概要

ハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練等を受講する方が、一定の要件を満たす場合に支給されます（原則として最長1年）。

支給額

職業訓練受講手当 月額10万円 通所手当 通所経路に応じた所定の額

支給対象となる方

以下の全てに該当する方が対象となります。

- ① 雇用保険被保険者ではない、また雇用保険の求職者給付を受給できない方
- ② 本人収入が月8万円以下の方
- ③ 世帯（※1）全体の収入が月25万円以下（年300万円以下）の方
- ④ 世帯（※1）全体の金融資産が300万円以下の方
- ⑤ 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない方
- ⑥ 全ての訓練実施日に出席する方（やむを得ない理由がある場合は8割以上の出席）
- ⑦ 訓練期間中～訓練終了後、定期的にハローワークに来所し職業相談を受ける方
- ⑧ 同世帯（※1）の方で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている方がいない方
- ⑨ 既にこの給付金を受給したことがある（※2）場合は、前回の受給から6年以上経過している方（※3）

（※1）同居又は生計を一にする別居の配偶者、子、父母が該当します。

（※2）緊急人材育成支援事業の「訓練・生活支援給付金」は該当しません。

（※3）基礎コースに続けて公共職業訓練を受ける場合は6年以内でも対象となることがあります。

ご注意ください！ 求職者支援制度は、熱心に職業訓練を受け、より安定した就職を目指して求職活動を行う方のための制度です。このため、一度でも訓練を欠席したり（やむを得ない理由を除く。）ハローワークの就職支援を拒否すると、給付金が不支給となるばかりではなく、これを繰り返すと訓練期間の初日に遡って給付金の返還命令等の対象となります。

■ 訓練の受講申込みから職業訓練受講給付金の受給までの流れ（例）

- 1 ハローワークに求職申込みを行い、求職者支援制度の説明を受けてください。
- 2 ハローワークで職業相談を受け、適切な訓練コースを選び、受講申込書等の必要書類を受け取ってください。
 - ・ 求職者支援訓練等の訓練コース情報は、独立行政法人雇用・能力開発機構のホームページ（<http://www.ehdo.go.jp/>）にてご覧いただけます（※）。
 - （※）求職者支援訓練の認定後に情報を掲載するため、時期及び地域により訓練情報が未掲載の場合があります。
 - ・ 再就職のために訓練が必要ないとハローワークが判断した場合は、希望した職業訓練の受講申込みをできないことがあります。
- 3 住所地を管轄するハローワークの窓口で、受講申込みの手続を行ってください（給付金の受給を希望される方は、併せて給付金の事前審査も申請します）。
 - ・ 就職活動の状況等をお聴きして、受講の必要性の高さを判定します。
 - ・ 事前審査には、本人確認書類及び所定の添付書類が必要です。添付書類は、住民票のほか、本人収入や世帯収入を証明する書類、世帯の金融資産を証明する書類等、ハローワークが指定する書類をご用意いただきます。
 - ・ 事前審査の結果、要件を満たさない場合には給付金が支給されません。また、事前審査を通過しても、下記7の支給申請において支給決定がなされなければ、給付金は支給されません。
 - ・ 詳しい申請書類の内容や申請手続はハローワークにおいてご案内しています。
 - ・ ハローワークの所在地は、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>）にてご覧いただけます。
- 4 ご自身で、ハローワークの確認を受けた受講申込書を訓練実施機関に提出してください。
- 5 訓練実施機関による選考（面接・筆記等）を受けてください。
- 6 訓練実施機関から合格通知が届いたら、訓練開始日前日までに住所地を管轄するハローワークにお越しください。ハローワークが「就職支援計画」を作成しますので、これに基づく職業訓練を受けるための支援指示を受けてください。
- 7 訓練受講中～訓練終了後は、月に1回、ハローワークが指定する日（指定来所日）にハローワークに来所し、定期的な職業相談を受けてください。給付金の支給申請もこの日に行います。
 - ・ 給付金は原則1月ごとの支給申請・決定により事後的に支給されます。

（※）職業訓練受講給付金の手続は、「事前審査」と「支給申請」の二つに分かれています。

＊＊ 求職者支援資金融資のご案内 ＊＊

- 職業訓練受講給付金を受講できる方で、職業訓練受講給付金だけでは生活費が不足する方は、希望に応じて、労働金庫（ろうきん）の貸付制度を利用することができます（要返済。返済免除はありません。）。
- 貸付の上限額は、同居又は生計を一にする別居の配偶者等がいる方は月10万円、それ以外の方は月5万円です。

ハローワーク窓口への相談はお早めに

詳しくは住所地を管轄するハローワークまでお問い合わせください。

厚生労働省ホームページの求職者支援制度ページ

（http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/kyushokusha_shien/index.html）もご覧ください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

（2011.8）

LL230810派企01